

平成 25 年

第 4 回大阪広域水道企業団議会
(11 月定例会)

提出議案

(第 1 号議案～第 2 号議案)

(第 1 号報告～第 3 号報告)

目 次

第 1 号議案	平成 24 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分の件	1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団暴力団排除条例一部改正の件	2
第 1 号報告	平成 24 年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件	4
第 2 号報告	平成 24 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件	5
第 3 号報告	平成 24 年度決算に基づく資金不足比率報告の件	6

第1号議案

平成24年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成24年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業に係る未処分利益剰余金885,609,942円について全額を、減債積立金として積み立てる。

平成25年11月14日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

第2号議案

大阪広域水道企業団暴力団排除条例一部改正の件

大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年11月14日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団暴力団排除条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 (1)－(3) (略) (4) <u>公共工事等</u> 建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち企業団が発注するもの及び<u>企業団が行う財産の買入れ、売払い、貸付け等をいう。</u> (5) 事業者 第8条に規定する<u>契約相手方</u>又は下請負人等、及びこれらになろうとする者をいう。</p> <p>(基本理念) 第3条 企業団は、暴力団が企業団における事業活動に不当な影響を与える存在であることに鑑み、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、大阪府(以下「府」という。)、府域の市町村(以下「市町村」という。)、住民及び事業者が相互に連携を図りながら協力し、社会全体として暴力団の排除を推進していることを踏まえ、暴力団の排除を推進するものとする。</p> <p>(公共工事等からの暴力団の排除) 第8条 企業団は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等の契約の相手方</p>	<p>(定義) 第2条 (1)－(3) (略) (4) <u>入札参加資格者</u> 建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち企業団が発注するもの(以下「公共工事等」という。)に係る<u>入札の参加資格を有する者をいう。</u> (5) 事業者 第8条に規定する<u>元請負人</u>又は下請負人等、及びこれらになろうとする者をいう。</p> <p>(基本理念) 第3条 企業団は、暴力団が企業団における事業活動に不当な影響を与える存在であることに<u>かんがみ</u>、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、大阪府(以下「府」という。)、府域の市町村(以下「市町村」という。)、住民及び事業者が相互に連携を図りながら協力し、社会全体として暴力団の排除を推進していることを踏まえ、暴力団の排除を推進するものとする。</p> <p>(公共工事等からの暴力団の排除) 第8条 企業団は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等の契約の相手方</p>

(以下「契約相手方」という。)及び次の各号に掲げる者(以下「下請負人等」という。)となることを許してはならないものとする。

- (1) 下請負人(公共工事等に係る全ての請負人又は受託者(契約相手方を除く。))をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。)
- (2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者(下請負人に該当する者を除く。)

(公共工事等からの暴力団の排除に関する措置)

第9条 (略)

(1) (略)

(2) 公共工事等に係る入札の参加資格を有する者(以下「入札参加資格者」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該入札参加資格者を公共工事等に係る入札に参加させないこと。

(3) - (5) (略)

(6) 公共工事等について契約相手方及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該公共工事等に係る契約を解除すること。

(7) (略)

2 企業長は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 (略)

(公共工事等に関する不当介入に係る報告等)

第10条 (略)

2 契約相手方及び下請負人等は、公共工事等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに企業団に報告しなければならない。

(以下「元請負人」という。)及び次の各号に掲げる者(以下「下請負人等」という。)となることを許してはならないものとする。

- (1) 下請負人(公共工事等に係るすべての請負人又は受託者(元請負人を除く。))をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。)
- (2) 元請負人又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者(下請負人に該当する者を除く。)

(公共工事等からの暴力団の排除に関する措置)

第9条 (略)

(1) (略)

(2) 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該入札参加資格者を公共工事等に係る入札に参加させないこと。

(3) - (5) (略)

(6) 公共工事等について元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあつては、当該公共工事等に係る契約を解除すること。

(7) (略)

2 企業長は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 (略)

(公共工事等に関する不当介入に係る報告等)

第10条 (略)

2 元請負人及び下請負人等は、公共工事等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに企業団に報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第1号報告

平成24年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成24年度の大阪広域水道企業団水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

平成25年11月14日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

第2号報告

平成24年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成24年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

平成25年11月14日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

第3号報告

平成24年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成25年11月14日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

1 資金不足比率

会計名	数値 (パーセント)	経営健全化基準 (パーセント)
大阪広域水道企業団水道事業会計	—	20
大阪広域水道企業団工業用水道事業会計	—	

備考 「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」とともに資金不足額がないため、「—」と表記している。

2 監査委員の意見

別紙のとおり

